

返戻金制度について

許可番号 04-ユ-300185

株式会社ナナイロ

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合又は本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。ただし、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りでない。

- (1) 入社辞退、退職、解雇が入社後1ヶ月未満の場合：本件報酬の100%
- (2) 入社辞退、退職、解雇が入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合：本件報酬の50%
- (3) 入社辞退、退職、解雇が入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合：本件報酬の20%

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用となりません。

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上